練馬区都市計画図1（用途地域等）
（令和6年（2024年）4月現在）

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路（═══）を表しています。

埼玉県
和光市
板橋区
新座市
西東京市
武蔵野市
杉並区
中野区
大泉風致地区
石神井風致地区
1 : 10,000
0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000m

凡　例

用途地域図の記号

準住・75
60/300
30m③低
5-3

- 用途地域
- 敷地面積の最低限度（m²） ※「－」は指定がない地区
- 建蔽率（%）
- 容積率（%）
- 高度地区 ※「－」は指定がない地区 ※（　）の表示は第一種低層住居専用地域内での高さ制限
- 最低限高度地区（7m） ※「低」の記載がないものは指定がない地区
- 日影規制（時間） ※東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例による規制 ※「日影規制（時間）」の記載がないものは日影規制がない地区 ※測定面は第一種低層住居専用地域は1.5m その他の地域は4.0m
- 枠線は防火地域等の種別

5-3
- 敷地境界線から10mを超える範囲の規制時間
- 敷地境界線から5mを超え10m以下の範囲の規制時間

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

用途地域（特別用途地区）	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域（特別工業地区）
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定	
2重枠	防火地域
☐	準防火地域
太枠	防火指定なし

新たな防火規制区域	
▨	新たな防火規制区域

風致地区	
▨	風致地区

注意事項

1. 本図は、用途地域、特別用途地区（＝特別工業地区）、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口に備え置く指定図で確認してください。
   (1) 練馬区都市整備部都市計画課（本庁舎16階）
   (2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画相談担当（都庁第二本庁舎12階）
2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2（都市施設等）」をご覧ください。
3. 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定（帯状に道路両側に指定されているもの）では、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30mです（30mのものは「←30m」の表示があります）。
4. 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。
5. 詳細な情報は、練馬区ホームページでご覧いただけます。（https://www.city.nerima.tokyo.jp/）「都市計画情報システム」で検索してください。

株式会社 武揚堂 調製 印刷

この地図は、練馬区作成の2500分の1練馬区基本図を使用したものである（承認番号5練土計第1516号）
（承認番号）5都市基街都第271号、令和6年1月19日

令和6年（2024年）4月作成　練馬区都市計画課